

石川県公報

平成28年1月19日
第12868号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正 (総務課)	1	○一般国道の供用の開始 (同)	2
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効 (薬事衛生課)	1	○県道の区域の変更 (同)	2
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	2
		○都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	3

告 示

石川県告示第16号

石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報(平成15年石川県告示第402号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成28年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の石川県調理師試験の項を削る。

石川県告示第17号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成28年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER YELLOW LEVEL4」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「忍者SHINOBI 02」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

平成27年12月28日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成28年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成28年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
415号	羽咋市神子原町式五65番1地先から 羽咋市神子原町式五64番1地先まで	旧	8.60～19.90	118.5	羽咋土木 事務所 維持管理課
		新	11.40～40.34	118.5	

石川県告示第19号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成28年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成28年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
415号	羽咋市神子原町式五65番1地先から 羽咋市神子原町式五64番1地先まで	平成28年1月19日	羽咋土木 事務所 維持管理課

石川県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。
なお、その関係図面は、平成28年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成28年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
黒川横山線	下記区間を道路区域に編入する。				津幡土木 事務所 維持管理課
	かほく市松浜イ65番15地先から かほく市宇気ト80番1地先まで		10.80～49.80	851.5	

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成28年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ひらせいホームセンター美川インター店
白山市鹿島町二号6番地、7番地、8番地の一部
- 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成27年9月8日
- 市町の意見の概要
市町名 白山市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

来店車両による周辺道路での事故防止に万全を期すこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

荷さばき作業従事者や来店車両に対して、ライトの向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発を行うなど、地域住民の生活環境の保持に努めること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成28年1月19日から同年2月19日まで

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成28年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成28年1月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
志賀都市計画道路 3・5・1号甘田直海線 (旧3・4・1号甘田直海線)	羽咋郡志賀町末吉、清水今江、堀松、矢蔵谷、大笹、牛ヶ首、米町、松木、釈迦堂及び直海の各一部	石川県土木部都市計画課及び志賀町まち整備課

